

設備投資促進税制（法人税、固定資産税）

（国家戦略特別区域法第27条の2）

国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において、以下の対象事業及び分野に該当する特定事業を行うために、機械等を取得した場合に次のような特別償却又は税額控除ができる措置。

- （1）対象事業：国家戦略特別区域法に定められている次の事業のうち、いずれかに該当する場合に限る。
- ①規制の特例措置の適用を受けるもの
 - ②利子補給金の対象となる指定金融機関から貸付を受けるもの 【※】
- ※ 平成30年度税制改正要綱に伴い、要件を「利子補給契約に係る貸付」に見直す改正国家戦略特区法案を国会に提出予定
- （2）対象分野：「医療」、「国際」、「農業」（施行規則第1条第1号（ロ（3）及び（4）を除く。）又は第2号）

ア. 特別償却又は法人税額の特別控除

対象設備	機械・装置（取得価額が2千万円以上） （特定中核事業（注1）に供するもので取得価額が4千万円以上 イ又はウも適用）	
	開発研究用器具・備品（取得価額が1千万円以上） （特定中核事業（注1）に供するもので取得価額が4千万円以上 イ又はウも適用）	
	建物・附属設備・構築物（取得価額が1億円以上）	
特別償却率	取得価額の50%（建物等は、取得価額の25%）	※ 平成31年4月1日以後に大臣確認を受けた事業実施計画に記載される対象資産については次の率を適用する。 ・特別償却率：45%（建物等は23%） ・税額控除率：14%（建物等は7%）
税額控除率（注2）	取得価額の15%（建物等は、取得価額の8%）	

（注1） 特定中核事業は先端的技術を活用した医療等の医療分野及び革新的な情報サービスを活用した農業の生産性向上に係る研究開発を対象とする。

（注2） 税額控除については、当期法人税額の20%までを限度とする。

イ. 研究開発税制の特例

（「特定中核事業」に供する場合）

アの特別償却による特例の適用を受ける場合、特定中核事業に供する開発研究用資産について、その減価償却費の20%を税額控除できる措置。

ウ. 固定資産税の特例

（「特定中核事業」に供する場合）

「医療分野」における一定の研究開発に関する事業の用に供する設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間2分の1とする措置。